

京都市における大気汚染物質の環境基準等達成状況(平成30年度)

種 別	測 定 局 名	二酸化硫黄		二酸化窒素			浮遊粒子状物質		一酸化炭素			光化学オキシダント		微小粒子状物質		
		(SO <sub>2</sub> )		(NO <sub>2</sub> )			(SPM)		(CO)			(O <sub>x</sub> )		(PM <sub>2.5</sub> )		
		1日	達成 状況	1日	達成 状況	当分の間の市保全基準	1日	達 成 状 況	1日	達成 状況	1時間値 の最高 値	達 成 状 況	1年	1日	達 成 状 況	
		平均値	環境基準	市保全基準	平均値		環境基準		平均値	環境基準			市保全基準	平均値		平均値
ppm		ppm		mg/m <sup>3</sup>		ppm			ppm		μg/m <sup>3</sup>		μg/m <sup>3</sup>			
一 般 局	市役所	－ (休止中)														
	壬 生	0.008	○	○	0.024	○	○	0.04	○	－	0.123	×	11.7	28.4	○	
	伏 見	0.003	○	○	0.030	○	○	－	－	0.106	×	－	－	－		
	山 科	0.002	○	○	0.025	○	○	0.039	○	－	0.104	×	n. d	n. d	－	
	左 京	－		0.018	○	○	0.029	○	－	0.117	×	－	－	－		
	西 京	0.002	○	○	0.021	○	○	0.038	○	－	0.122	×	10.5	26.9	○	
	久 我	－		0.027	○	○	0.04	○	－	0.114	×	11.9	29.9	○		
	北	－		0.018	○	○	－	－	0.111	×	－	－	－	－		
	醍 醐	－		0.028	○	○	0.036	○	－	0.125	×	9.7	26.1	○		
	自 排 局	南	－		0.036	○	○	0.044	○	0.6	○	○	－	11.1	28.9	○
大 宮		－		0.032	○	○	0.045	○	0.6	○	○	－	12	27.5	○	
山 科		－		0.035	○	○	0.037	○	0.5	○	○	－	9.3	23.6	○	
上 京		－		0.021	○	○	0.041	○	－	－	－	9.8	25.7	○		
西ノ京		－		0.022	○	○	0.037	○	－	－	－	10.0	25.1	○		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること		1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		1年平均値15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値35μg/m <sup>3</sup> 以下であること			
市保全基準	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること		(当分の間の基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること			環境基準と同じ		1時間値の1日平均値が5ppm以下であること			環境基準と同じ		環境基準と同じ			

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準のことである。  
注2 表中の－印は、測定を実施していないことを示す。  
注3 表中の「n. d」は、年間の有効測定日数を満たさないため、データがないことを示す。  
注4 測定結果欄の1日平均値は、各項目における環境基準等達成評価の指標となる値(1日平均値の年間98%値又は年間2%除外値)を表記している。  
注5 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示す。  
注6 SO<sub>2</sub>、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価する。  
注7 SO<sub>2</sub>、SPMの1時間値の基準及びCOの1時間値の8時間平均値の基準は、全測定局で達成している。  
注8 NO<sub>2</sub>の市保全基準は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であるが、当分の間の基準は0.04ppm以下である。